

9 保険年金課

(1) 健康保険組合の規約変更の認可等

① 概要

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

健康保険組合は、国の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、国に代わって健康保険事業を運営する公法人です。

中国四国厚生局では、健康保険組合に係る規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の経由並びに公法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

② 実績

- 中国四国厚生局が所管する健康保険組合数（平成28年3月末現在）

	34組合
(内訳) 単一	27組合
連合	0組合
総合	7組合

- 各申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明
27年度	40	158	443	15

(2) 健康保険組合の实地指導監査等

① 概要

实地指導監査にあたっては、「平成27年度における健康保険組合に対する实地指導監査について」(平成27年3月12日付厚生労働省保険局保険課長通知)により、健康保険組合の事業運営が法令・通知・組合規約・組合規程に基づき適正なものとなっていることの確認を基本とし、前回監査から相当期間が経過している組合に対して実施しました。

② 実績

- 实地指導監査

11組合

・实地指導監査の結果、経常収支が赤字となっている健康保険組合に対して、引き続き財政の健全化に向けた努力を行うよう指導しました。また、決定通知書に適正な教示文を記載することや会計事務取扱規程などの規程類を整備することなどを指導しました。

(3) 全国健康保険協会支部の实地監査

① 概要

实地監査にあたっては、「全国健康保険協会支部の实地監査について」（平成22年1月7日付厚生労働省保険局保険課長通知）により、定期監査を実施しました。

② 実績

- ・ 实地監査 2支部
- ・ 实地監査の結果、保有個人情報 の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、契約書に善良なる管理者の注意義務の遵守等の必要事項を明記することなどを指導しました。

(4) 厚生年金基金の規約変更の認可等

① 概要

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

中国四国厚生局では、厚生年金基金に係る規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の経由並びに公法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

② 実績

- ・ 中国四国厚生局が所管する厚生年金基金数（平成28年3月末現在）
13基金
- （内訳）単独 1基金
- 連合 0基金
- 総合 12基金
- ・ 各申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明
27年度	48	154	271	60

(5) 厚生年金基金の实地監査等

① 概要

实地監査にあたっては、「厚生年金基金の解散等及び精算について」（昭和50年2月19日年発第236号）により、決算報告書の承認申請書を提出した解散基金を対象として実施しました。

② 実績

- ・実地監査 4 基金
- ・実地監査の結果、基金の精算に係る事務が適正に実施されていることが確認されたので、引き続き、受給者や加入者への分配業務等適正に実施するよう指導しました。

(6) 国民年金基金の規約変更の認可等

① 概要

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受け都道府県毎や業種別に公法人である国民年金基金を設立（地域型又は職能型）し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乘せ給付を支給する制度です。

中国四国厚生局では、国民年金基金に係る規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の経由などの業務を行っています。

② 実績

- ・中国四国厚生局が所管する国民年金基金数（平成28年3月末現在）
5 基金（地域型）
- ・各申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明
27年度	12	23	17	2

(7) 国民年金基金の実地監査等

① 概要

実地監査にあたっては、「厚生年金基金及び国民年金基金の実地監査について」（平成16年4月19日付厚生労働省年金局企業年金国民年金課長及び運用指導課長通知）により、前回監査から相当期間が経過している基金に対して実施しました。

② 実績

- ・実地監査 1 基金
- ・実地監査の結果、小切手について払出簿が作成されていなかったことから、事故防止の観点から作成することなどを指導しました。

(8) 確定給付企業年金の規約承認等

① 概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し年金給付を行う「基金型」がある制度です。

中国四国厚生局では、企業年金基金及び事業主からの規約認可・承認申請書、規約変更認可・承認申請書及び規約変更届出書等の受理、承認及び認可、厚生労働大臣への提出書類の経由並びに公法人証明・印鑑証明等の業務を行っています。

② 実績

- ・中国四国厚生局が所管する確定給付企業年金事業所等数（平成28年3月末現在）
707事業所等
- ※平成27年度新規承認（認可）【参考】…………… 10事業所
- 平成27年度規約の終了…………… 24事業所
- ・各申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	規約変更承認申請書等の承認	規約変更届出書の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明
27年度	68	247	780	16

（9）確定給付企業年金の監査等

① 概要

監査（書面・実地）にあたっては、「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」（平成22年11月1日付厚生労働省年金局長通知）により、企業年金の実施から概ね3年を経過している事業主及び企業年金基金に対して実施しました。

② 実績

- ・書面監査…………… 80事業主
1基金
- ・書面監査の結果、資格喪失者への移換に関する説明や事業概況の加入者等への周知の未実施等の事業主に対して、適切な実施を指導しました。
- ・実地監査…………… 1事業主
1基金
- ・実地監査の結果、被保険者管理システムの改善や適切な代議員会の運営等を指導しました。

（10）確定拠出年金の規約承認等

① 概要

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受ける制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

中国四国厚生局では、企業型に係る管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書及び規約変更届出書等の受理及び承認の業務を行っています。

② 実績

- ・ 中国四国厚生局が所管する確定拠出年金事業所数（平成28年3月末現在）
166事業所
- ※平成27年度新規承認【参考】 19事業所
- 平成27年度規約の終了 2事業所
- ・ 各申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	規約承認申請書の承認	規約変更承認申請書等の承認	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由
27年度	0	81	29	145